

会 議 録

会議の名称	第1回小金井市児童発達支援センター運営協議会		
事務局	福祉保健部自立生活支援課		
開催日時	令和4年5月23日(月) 午前10時から		
開催場所	本庁舎3階第一会議室		
出席者	委員	小川 順弘 会長 中島 雄佑 副会長 岩田 和香 委員 高階 美羽 委員 五味 潤 委員	佐々木 由佳 委員 吉見 絵里 委員 佐藤 歩 委員 西尾 崇 委員
	事務局	自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課障害福祉係主任 児童発達支援センター長 児童発達支援センター職員 児童発達支援センター職員	天野 文隆 中野目 裕子 大久保 圭祐 佐々木 宣子 岩本 久美子 岸野 奈美
傍聴の可否	可	傍聴者数	2人
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長挨拶 3 委嘱状の交付 4 会長及び副会長の互選について 5 会議録の取扱いについて 6 小金井市児童発達支援センター運営協議会の概要について 7 小金井市児童発達支援センター「きらり」の事業概要について 8 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年度の実績報告について (2) 業務評価報告書(令和3年度)について (3) 新型コロナウイルス感染症の影響について (4) 令和3年度巡回相談事業の実績報告について (5) 書類の不適切な取扱いについて 9 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度巡回相談支援事業について (2) 令和4年度講演会・研修会開催予定 		

	(3) 今後の開催日程について
	10 その他
	11 閉会

(午前10時00分開会)

◎事務局 皆様、おはようございます。ただいまより第5期小金井市児童発達支援センター運営協議会第1回を開催いたします。

なお、現時点におきましては、進行をお願いいたします会長が決まっておりませんので、事務局におきまして会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます。

初めに、本日の委員の欠席等を御報告いたします。本日は委員3名の方より欠席の連絡が入っております。小金井市児童発達支援センター運営協議会規則第6条において、協議会は委員の2分の1以上の者の出席がなければ会議を開催することができないと規定されておりますが、12人中9人の出席がありますので、会議は成立することを御報告いたします。

続きまして、会議を開催するに当たり、会議運営上の確認事項につきまして御報告いたします。小金井市児童発達支援センター運営協議会規則第8条の規定により、運営協議会は原則公開となっております。また、会議録を作成するため、会議の内容を録音させていただきますので御了承ください。御発言される方は氏名を述べてからお話しくくださいますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日、机上に配付しておりますのが、資料1、小金井市児童発達支援センター運営協議会委員名簿、資料2、会議録の校正について、資料3、小金井市児童発達支援センター運営協議会規則、資料4、小金井市児童発達支援センター「きらり」事業概要、資料5、児童発達支援センター運営協議会への実績報告（令和3年度）、資料6、小金井市児童発達支援センターきらり業務評価報告書（令和3年度）、資料7、新型コロナウイルス感染症の影響について、資料8、きらきらサポート2021報告書、資料9、令和4年度巡回相談事業について、資料10、令和4（2022）年度講演会・研修会予定、資料11、令和4年度運営協議会開催日程について、資料は以上です。不足しているものがございましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、次第の2に移ります。次第2、市長挨拶。会議に先立ちまして、市長の西岡より挨拶を申し上げます。では、よろしくをお願いいたします。

◎市長 皆様、おはようございます。小金井市長の西岡真一郎でございます。本日は大変お忙しい中を、第1回児童発達支援センター運営協議会に御出席を賜り、誠

にありがとうございます。

日頃から皆様方におかれましては、小金井市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜っておりますことに改めて御礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。このたびは、小金井市児童発達支援センター運営協議会委員をお引受けいただきまして厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。今期も何とぞよろしくお願いいたします。

小金井市児童発達支援センター「きらり」は、平成25年10月の開所からもうすぐ9年経過をしようとしているところでございます。この間、きらりの事業内容は、各種アンケートや事業評価の結果からも概ね高い御評価をいただいているところではあります。前会長をはじめ、前期から引き続き委員をお引き受けいただいている方におかれましては、きらりの運営の適正化のために御教示をいただいたことに、この場をお借りいたしまして改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、今、小金井市では、幼・保・小の連携改善の構築にも力を入れて取り組んでいかなければならない状況であると認識しておりますが、小金井市にお住まいの全てのお子様、そして、その全ての保護者の方々が安心して子育てをしていただくためには、児童発達支援の専門機関でありますきらりとの連携も必要であると考えてございます。私ども小金井市の行政といたしましても、子育て環境の充実、そして児童発達支援センター事業のさらなる充実を目指しまして、運営事業者と一丸となって取り組んでいく所存でございます。

誠に恐縮ではございますが、皆様方におかれましても、本協議会を通じまして、きらりのさらなる発展のためにお力添えを賜りたいと心からお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

この後、委嘱状を交付させていただきます。これからの任期は2年間でございます。どうぞ皆様、今期の期間中、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎事務局 続きまして、次第3、委嘱状の交付を行います。

(委嘱状の交付)

◎事務局 それでは、本日は第1回目の会議ということですので、ここで各委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

◎委員 息子がきらりで年中のときからお世話になって、今、小学2年生になりましたので4年目に入っています。きらりですごく親としても救われたところがたくさんありまして、思うところもたくさんあるので、そういったことをこの委員になったことで何か生かせることができたらなと思って応募いたしました。

◎委員 昨年まできらりの通園事業に通所しておりまして、今年から放課後デイサービスのほうに週1回通っております。昨年まで通園に在籍していた保護者として感じることでか、そういうものを今回生かせればなと思ってこちらに応募いたしました。

◎委員 小金井市障害者地域自立生活支援センターから参りました。きらりさんを卒業したお子さんたちが安心して小金井で、暮らし続けられるように、支援センターとしてしっかりきらりさんと連携してサポートさせていただきたいと思っております。

◎委員 前期より務めさせていただいております小金井市私立幼稚園園長会の代表として、朋愛幼稚園園長を務めております。

◎委員 民間保育園園長会から代表して参りました。小金井なないろ保育園で園長をしております。職員全員で、発達支援の資格を取ったり、でこぼこしているお子さんたちをなるべく多く民間の保育園として受け入れていかれるように職員全員で勉強してやっております。今年で3年目の保育園になります。

◎委員 小金井特別支援学校の校長を務めております。本校着任2年目になります。ずっと東京都で特別支援学校に関わってきております。

◎委員 今はモンゴルのマルガド大学というところで教鞭を執っております。小金井市には管理職として16年間お世話になりました。一小、東小、二小、南小と、いろいろ特別支援に関係があるところを経験しておりましたので、何とかお役に立てればいなというふうに思っております。

◎委員 小金井市立本町小学校の校長です。校長会の代表として参りました。小学校、中学校、きらりさんのほうをしっかりと勉強していければいなと思っております。

◎委員 小金井市教育委員会で指導主事をしております西尾です。ふだんは学校の教育課程の管理や学校の教育活動の相談支援、指導助言などを行っております。

◎事務局 ありがとうございます。以上で委員の自己紹介を終了させていただきます。続きまして、本協議会の事務局の自己紹介をさせていただきます。私は、自立生活支援課長の天野です。

◎事務局 障害福祉係長の中野目です。

◎事務局 障害福祉係主任、大久保です。

◎センター長 児童発達支援センターきらり、センター長を務めさせていただいております佐々木です。本日はお忙しい中、お時間を頂戴いたしましてありがとうございます。

◎センター職員 同じく、きらりの相談担当をしております岸野です。

◎センター職員 同じく、相談担当しております岩本です。

◎事務局 続きます、次第4、会長及び副会長の互選についてを行います。会長及び副会長の選出につきましては、小金井市児童発達支援センター運営協議会規則第5条第2項の規定により、委員の互選によって定めることとなっております。選出方法についていかがいたしましょうか。

◎委員 指名推選がよいのではないのでしょうか。

◎事務局 ただいま、指名推選との御発言をいただきました。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎事務局 それでは、指名推選とさせていただきます。どなたか御推薦をいただけますでしょうか。

◎委員 経験豊富で前期も同協議会の会長を務められておられた小川委員がいいと思います。

◎事務局 ただいま委員より、小川委員を会長にとの御発言がございました。この推薦に御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎事務局 ありがとうございます。それでは、会長をお願いするということで確認をさせていただきます。委員、お引受けいただけますでしょうか。

◎委員 はい、分かりました。

◎事務局 それでは、ここで進行を会長に交代させていただきたいと思います。小川委員におかれましては、会長席に移動していただきまして、御挨拶をお願いいたします。

◎会長 ただいま会長にということで御指名いただきました。一生懸命させていただきますので、よろしく願いいたします。私たちのこの会は、このメンバー、事務局も含めて一丸となって私たちの小金井市の特別支援を必要とする子供たち、また、家庭、保護者の連携を図っていくことが目的ですので、そのために忌憚のない意見を出し合いながら、よりよいものにしていきたいと思います。

それでは次に、副会長の選任をしていきたいと思います。選任方法は、先ほどの会長と同じように指名推選でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎会長 ありがとうございます。どなたかお願いいたします。

◎委員 特別支援学校長であり、経験豊富な中島委員に前期に引き続き副会長をお願いするのがよいと思います。

◎会長 ただいま委員より、中島委員を副会長にとの御発言がございました。この御推薦に御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎会長 ありがとうございます。それでは、中島委員にお願いするということで確認をいたしました。中島委員、よろしいでしょうか。

◎委員 はい。了解いたします。

◎会長 それでは、中島副会長、御挨拶をお願いいたします。

◎副会長 御推薦ありがとうございます。小金井特別支援学校に関わって2年目になります。この会の委員も2年目になりますので、大分把握ができていることが増えております。お役に立てればと思っております。

◎会長 ありがとうございます。それでは、次の議題に進みたいと思います。次第5、会議録の取扱いについてです。事務局から説明をお願いいたします。

◎事務局 会議録の取扱いについて御説明いたします。本協議会も含め、市の附属機関としての会議は原則公開となり、会議録も公開することとなっております。資料2、会議録の校正についてを御覧ください。まず、記載方法について、全文記録、発言者の発言内容ごとの要点記録、または会議内容の要点記録のいずれかによることとされております。皆様にはどの記載方法とするかを御協議いただきたいと思っております。参考文例を掲載していますので御確認いただきたいと思っております。

なお、昨年度までは発言者ごとの要点記録で、かつ、発言者の氏名は記載しないものとしておりました。発言者の氏名につきましては、基本的には記載すべき事項となっておりますが、発言者名の記載の省略の可否は、出席委員の過半数をもって決定することも可能となっております。前期は、本協議会はきらりの利用者の方も多く出席されていることから、率直な御発言により御議論いただくためにも氏名を記載しないということとしておりました。御協議のほどよろしくをお願いいたします。

◎会長 ただいま事務局より御説明がありました。会議録の作成については、全文記録、発言者の発言内容ごとの要点記録、会議内容の要点記録、この3つの選択肢がありますけれども、どういたしましょうか。資料2を見ていただくと、全文記録、要点記録、会議内容の要点記録という形がありますが、いかがいたしましょうか。

◎委員 今、御説明があったとおり、前年度と同じ方法で発言を活性化していく方法で、発言者の氏名は載せず、発言者ごとの要点記録でよいのではないのでしょうか。

◎会長 ありがとうございます。ほかの皆様はいかがですか。

(「異議なし」の声あり)

◎会長 では、その形で進めていきたいと思っております。特に御意見がなく賛同していただいたということなので、昨年度と同様、発言者ごとの要点記録ということにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎会長 ありがとうございます。異議がなかったので、会議録は発言者ごとの要点記録ということに決定いたしました。次に、発言者名についてですが、前回同様、

省略という形でこれもよろしいでしょうか。確認のため、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

◎**会長** ありがとうございます。それでは、発言者名は省略という形にしたいと思います。ほかに会議録について調整するようなことはございますか。

◎**事務局** 事務局からちょっと補足というか、調整方法について説明させていただきます。具体的な会議録の調整方法についてですが、各回終了後、会議録の案文を事務局にて作成しまして、各委員に校正の依頼をさせていただきます。委員の皆様からいただいた修正依頼を基に事務局で再度調整し、ホームページ掲載等の手続を取らせていただきます。校正案文の送付方法につきましては、原則 e メールとさせていただきますが、郵送を御希望の方はお帰りの際にお申出いただきたいと思います。

◎**会長** 今、具体的な会議録作成の手順について説明がありました。原則 e メールということも含めて、何か御意見、御質問がある方はいらっしゃいませんか。それでは、次第 6 に移りたいと思います。小金井市児童発達支援センター運営協議会の概要についてです。引き続きまして、事務局より説明をお願いいたします。

◎**事務局** それでは、小金井市児童発達支援センター運営協議会の概要について御説明いたします。資料 3、小金井市児童発達支援センター運営協議会規則を御覧ください。まず、本協議会は、第 1 条の上から 4 段目に書かれてあるとおり、きらりの利用者及び関係者の意見を反映して指定管理者の事業運営の適正化を目的として設置されております。所掌事項といたしましては、第 2 条にありますとおり、運営、管理及び事業執行等についての検証並びに評価を行うこととなっております。次に、委員構成につきましては、第 3 条のとおり 12 人の委員で構成されており、うち 3 人がきらりの利用者であり市民公募の方々、4 人が市内関係団体代表、2 人が学識経験者、3 人が関係行政機関の職員となっております。任期につきましては、第 4 条のとおり 2 年となっております。

◎**会長** 資料 3 につきまして事務局から説明がありました。何か御質問はありませんでしょうか。ちなみに所掌事項というのは、これによって、ある事務が特定の機関の職務に属するというふうに定められていることですので、ここでの立場ということで御理解をいただければと思います。それでは、次第 7 に移ります。小金井市児童発達支援センター「きらり」の事業概要について説明をお願いいたします。

◎**事務局** 資料 4、小金井市児童発達支援センター「きらり」の事業概要についてを御覧ください。こちらの資料は、きらりの事業内容を簡単にまとめたものです。既に事業内容を御存じの方もいらっしゃると思いますが、新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますので、改めて御紹介をさせていただきます。

まず、1 ページ目を御覧ください。きらりの開設は平成25年10月で現在9年目になります。運営形態は指定管理委託となっております。運営受託者は社会福祉法人雲柱社になります。

続いて、2 ページ目を御覧ください。事業内容です。児童福祉法に基づく事業として、相談支援事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を行っております。独自事業といたしましては、相談支援事業、外来訓練事業、親子通園事業、巡回相談事業、講演会・研修会などを開催しております。次のページで各事業を詳しく説明していきたいと思っております。

3 ページ目を御覧ください。相談支援事業についてです。対象者は、18歳未満の児童及びその保護者となります。利用料は無料となっております。流れとしては、こちらの図のとおり、電話予約をして一般相談を受け、そこから専門相談や計画相談へと流れていきます。

続いて、4 ページ目を御覧ください。児童発達支援事業についてでございます。日時は月曜日から金曜日の午前9時30分から午後2時まで、対象は2歳から就学前までの児童となります。定員は21名となっております。利用するに当たりましては、利用料負担金が発生します。目的は記載のとおりとなっております、送迎と給食があります。

次に、5 ページ目を御覧ください。放課後等デイサービス事業についてでございます。こちらも月曜日から金曜日までで、時間が午後2時から6時までとなっております。対象は小学1年生から6年生までの児童となります。1日の定員が10名で、利用するに当たって利用者負担金が発生します。目的は記載のとおりでございます。

続きまして、6 ページ目を御覧ください。保育所等訪問支援事業であります。随時利用を行っております、18歳未満の児童が対象となります。利用するには利用者負担金が発生いたします。目的は記載のとおりでございます。

続いて、7 ページ目を御覧ください。外来訓練事業です。事業としては、月曜日から金曜日まで実施しておりますが、利用に当たっては、月3回程度となっております。訓練も個別訓練とグループ訓練の2種類があります。対象は概ね2歳から就学前までの児童となっております。利用料金は1回1,000円となっております。目的は記載のとおりでございます。

続いて、8 ページ目を御覧ください。親子通園事業です。利用時間は午前9時30分から午前11時、対象はゼロ歳から2歳の児童とその保護者となります。利用料は無料となっております。目的は資料に記載のとおりでございます。

続いて、9 ページ目を御覧ください。巡回相談支援事業についてでございます。こちらは市内の学童保育所、私立保育園等から希望のあった園に心理士が出向き、

先生方の支援を行う事業でございます。

続いて、10ページ目と11ページ目を併せて御覧いただきたいと思います。講演会・研修会の開催についてです。対象者は一般市民や支援者、きらりの保護者となります。内容は記載のとおりでございます。

◎**会長** ただいま事務局から説明がありました。何か御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。ないようですので、私のほうから確認なんですけれども、今、運営形態の中で指定管理委託という言葉が出たんですけれども、これはいわゆる指定管理ということの理解でよろしいでしょうか。

◎**事務局** おっしゃるとおり指定管理ということで、指定管理委託と業務委託のざっくりした違いといたしましては、指定管理委託につきましては、施設の管理権限を委任する制度となっております。施設ごとに議会の議決を経て指定管理者を決定する形となります。それに対しまして業務委託というのは、その中の業務の一部だけを委託するというような、そのような違いとなっております。

◎**会長** ありがとうございます。それからもう一つなんですけれども、市の独自事業として相談支援事業、それから研修会まで何点かあったんですが、これはいわゆる管理資料指定管理のときに要求水準書として市が提示していた業務ということの理解でよろしいですか。

◎**事務局** そのとおりでございます。こちらの指定管理業務を委託するに当たりまして、こういった業務を行っていただきたいということで仕様書で指定しているものであります。

◎**会長** 分かりました。続きまして、次第8、報告事項についてです。事務局より説明をお願いいたします。

◎**事務局** 今回、報告事項は5点ございます。1点目は令和3年度の実績報告について、2点目は業務評価報告書（令和3年度）について、3点目は新型コロナウイルス感染症の影響について、4点目は令和3年度巡回相談事業の実績報告について、5点目は書類の不適切な取扱いについてとなっております。2点目の業務評価報告書（令和3年度）については、私が説明し、それ以外はセンター長より説明させていただきます。それでは1点目から説明いたします。

◎**センター長** では、私から、令和3年度の実績報告をさせていただきます。

資料5を御覧ください。児童発達支援センター運営協議会への実績報告（令和3年度分）になります。上の2つの表が各事業の実績数を、下の表が各事業の報告内容を説明してございます。①から③の相談支援事業について御報告いたします。初回の相談となる①の一般相談は年間215件でした。この4年間ほどは200件前後となっております。令和3年度、やや増加いたしました。②の専門相談は年間1,031件でした。年間1,000件を超えたのは令和3年度が初めてとなります。令和2

年度よりも164件増加しております。③の相談ですが、関係機関からの相談や一般相談を予約された際の電話での状況把握、また、相談したほうがよいのかをまず電話で確認したいという内容も含まれております。

次に、中ほど④から⑨について御報告いたします。④の児童発達支援事業は、平日毎日通う通園の事業となります。先ほど、びのきおと紹介された事業で、私どもは通園という呼び方をよくいたしております。定員21名の事業です。令和3年度は年度途中で人数に変更はございませんでした。⑤の放課後等デイサービスは定員10名の事業となります。平日月曜日から金曜日、それぞれの曜日ごとに10名ですので、最大50名となります。令和3年度は年度の初めに1名の方がすぐに辞退され、次の方の調整や手続に時間を要し、4月のみ49名となっております。その他の月でも若干の辞退がありましたので、お子様の入れ替わりはありました。最終的には50名の方が登録して通われました。⑥保育所等訪問支援事業は2回の支援を行いました。予定していた訪問日訪問先をお休みされたこともあり、そのような場合には専門相談の機会をつくるよう調整いたしました。⑦の親子通園事業は、令和3年度4月当初は7グループを開設、その後、徐々にグループを増やし、最終的に9グループを開設しました。各グループ、月に1回から2回実施し、年間で延べ160回実施しております。⑧外来訓練事業は、月3回を中心と考えておりますが、保護者の御都合や訓練の受入れ状況から、月2回や月1回での実施もあります。年間で延べ3,881回実施しております。⑨の巡回相談事業には、市内学童保育所と市内の認可保育所、幼稚園、こども園、いずれも私立になります。年間68回実施いたしました。学童保育所は市内全て10か所へ年3回ずつ訪問し、年1回、全体の職員さん向けに研修を実施いたしました。市内の私立認可保育所、幼稚園、こども園への巡回相談は、きらきらサポートと呼んでおります。きらきらサポートの令和3年度の取組につきましては、訪問園の先生方にも御協力いただき、報告書にまとめております。後ほど詳しく御説明させていただきます。そのほか、研修等につきましては、資料6の令和3年度業務評価報告書の17ページに記載されております。

資料6の17ページを御覧ください。令和3年度講演会・研修会開催実績となります。市内在住・在勤・在学の方を対象とした市民向け講演会、保育園、幼稚園、こども園、学童保育所、学校等に案内をさせていただいている支援者研修、きらりを利用されている保護者の方を対象にした研修を実施いたしました。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、オンラインを活用し、紙面講座として「きらきらサポート」を発行いたしました。令和2年度にオンライン研修を初めて1回実施し、参加者の皆様にも便利であるとの御感想をいただき、運営協議会でもオンラインでの実施を増やしていくとよいとの御意見をいただきました。これらを受けて、令和

3年度にはオンラインでの講演会、研修を3回実施いたしました。特に後日視聴ができる形の研修が参加しやすいとの御意見が聞かれ、実際の参加人数も多くなっております。

また、令和3年度にはペアレントトレーニングも土曜日開催を新たに実施いたしました。参加された方には、大変よかったとの御感想をいただいております。しかし、希望人数が少ない現状がございました。今年度も予定しておりますが、状況を見て今後に生かしていきたいと考えております。令和3年度の実績報告は以上となります。

◎事務局 続いて、業務評価報告について御説明いたします。資料6を御覧ください。本業務評価報告書は、前年度の委員の皆様による事業の評価及び利用者アンケート等を取りまとめた本協議会の成果物でございます。それでは、内容につきまして簡単に御説明いたします。まず1ページ目を御覧ください。こちらについては、この協議会の目的等が記載してございます。次に2ページ、こちらは昨年度開催した全4回の協議会がどんな内容だったかということに記載しております。次に3ページ、こちらは現在、きらりで実施している事業を記載したものになります。4ページ、こちらは業務評価についてということで、昨年度実施した業務の検証方法について記載したのようになります。5ページから10ページまで、こちらが実際に外来訓練と親子通園事業を利用なさっていただいた方々からアンケートを頂戴いたしまして、生の声を記載しているものでございます。基本的に、個人情報等を除いて原文のまま記載しております。その次、11ページになります。こちらにつきましては、例年、アンケートを取ってございますので、「大変満足である」から「不満である」、「未記入」といった項目が過去4年間でどういった推移をたどっているかということグラフにしたものになります。13ページ、こちらにつきましては総括ということで、昨年度のきらりの業務に関してのまとめといった形になります。14ページ以降は参考資料ということで、この協議会の規則、委員名簿、研修一覧、先ほど御説明したきらりの実績報告などになります。こちらについては以上です。

◎センター長 続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響について御報告いたします。資料の7を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響について、5月16日現在です。令和4年度に入ってから、職員、利用児童に新型コロナウイルス感染症の陽性判明が数件ありましたが、現在のところ業務への影響はなく運営しております。5月の連休明けから、所属園や学校・家庭等で濃厚接触となった、濃厚接触者が特定されていないが休園・学級閉鎖になった等の理由による欠席が増えています。現在、感染への不安を理由として、定期的な利用を欠席する方は、全事業合わせて数名であり、前年度の緊急事態宣言下のような数の利用控えは見られません。コロナ禍での新年度も3回目となり、児童発達支援（通園）、放課後等デイサ

ービスの行事は、設定を工夫した上で、一部を感染拡大前の内容に戻すことも含め、より充実した多様な体験ができるよう工夫しております。外来訓練に関しましては、利用児、職員共に感染症に関連した休み、感染防止のためとか本人や御家族の体調不良、濃厚接触者健康観察期間、濃厚接触者特定期間、感染による療養期間等が増加することが想定されるため、欠席分の利用料の負担をなくし、体調に関連した休みの振替は行わないこととしております。事業に必要な部屋の確保、新型コロナウイルス感染症に伴い、三密を避けるための部屋の調整は引き続き苦慮しております。新型コロナウイルス感染症の影響については以上です。

◎**センター職員** 私のほうより巡回相談事業の御報告をさせていただこうと思いません。資料8、きらきらサポート2021報告書の最後、20ページを御覧ください。ここではきらきらサポートのまとめを記載しております。まず、多様な園の状況新設園、年齢構成の偏り、様々な個性の組み合わせなどがありながら、園の先生方による必要な見立てと日々の工夫がありました。そのような日常の中できらきらサポートの実践を日々継続して積み重ね、実感を持って熱心に先生方より御協力をいただいております。この項目は、先ほどの保育所の巡回でも同じように感じて、先生方にたくさん御協力をいただいております。本当にお忙しい中、学童保育所、幼稚園、保育園、こども園の先生方それぞれの熱心さを感じております。きらきらサポート3年目となり、きらきらサポートの進め方や記録用紙等の運営面は整理されてきました。試行期間から課題として挙がっている人材育成の面では、新たな心理士が担当することもできました。今年度もこれまで同様に、担当心理士によるきらきり内でのカンファレンスを実施しました。カンファレンスでは、自身の支援についての振り返り、事業の進め方の課題抽出、心理士同士がアイデアを出し合うことなどを続けてきました。特に今年度は、子供たちの発達を支える各園での工夫や活動のアイデアについて多くの情報共有ができました。

◎**センター長** 続きまして、書類の不適切な取扱いについて御報告させていただきます。昨年度の2月に親子通園事業において、保護者へお渡しすべきでない文書を手渡すという書類の不適切な取扱いが発生いたしました。保護者へお子様の様子をまとめた支援計画をお渡しする際、誤って支援計画を作成するための資料の文書を下に重ねて手渡してしまいました。保護者、お母様がその文書に書かれた「欠席連絡がなく、保護者に課題がある」という趣旨の内容が記述された部分を御覧になり、大変ショックを受けられました。活動前に当該文書をお渡ししておりましたが、活動中の保護者がうつむきがちでふだんと異なる様子であったことから、活動終了後に担当職員が声をかけ、2つの文書を手渡していたことが分かりました。保護者より、次回最終回の利用はできないとのお申出がありました。別室で職員が謝罪と、今後の支援をどのようにするかについて対応いたしました。保護者はショックで涙

を流され、次回の親子通園を御利用いただくことは難しいと考えました。しかし、三、四十分お話をさせていただく中で、子育ての上での心配や土日の家庭での過ごし方など、きらりが一緒に考えていきたい相談内容がありましたので、1週間後に専門相談として日時をお約束させていただきました。専門相談前にお父様より、ショックが大きく、きらりに出向くことはできない。相談で話す予定であった情報は郵送してほしいとのお電話をいただきました。謝罪の上、文書をお送りするお約束をいたしました。謝罪の文書と専門相談でお伝えさせていただく内容であったお子様の様子、土日の過ごし方等の情報とともに、御相談は今後も受け付けさせていただく旨を文書にてお送りさせていただきました。これらを受けて、きらりの職員全体として再発防止を徹底するため、書類の取扱いについて見直しました。常に、保護者にお渡しする文書とその他の文書は、作成後、別々に管理する、手渡しの直前に内容を確認してから差し出すこと、文書作成においては、お子様の様子や御家族の様子を表現する際、十分な根拠を持つものであるとともに、必要な支援を提案するために適切な言葉を使うよう十分配慮することを職員に厳重注意いたしました。また、誤った取扱いを防止するため、文書を区別するための目印が自動的に印刷されるよう書類を改善いたしました。何よりも、御家族に大変おつらい思いをさせてしまい、直接的な支援が中断してしまっていることを大変申し訳なくおわび申し上げますとともに、深く反省しております。大変申し訳ございませんでした。二度とこのような件が生じないよう、再発防止に努めてまいります。以上御報告いたします。

◎会長 ありがとうございます。以上、5点目までの報告ということです。私たちのこの会もそうなんですけれども、本当に微妙なところがありますので、十分心して話を進めていきたいなと思います。職務上知り得る秘密というか、そういうこともたくさんありますので、守秘義務等、注意していきたいなと思います。それでは続きまして、次第の9、協議事項です。これもまた事務局より御説明をお願いします。

◎事務局 協議事項につきましては3点ございます。1点目は令和4年度巡回相談支援事業について、2点目は令和4年度講演会・研修会開催予定、3点目は今後の開催日程についてになります。1点目と2点目につきましてはセンター長より説明し、3点目は私のほうから説明させていただきます。

◎センター職員 資料9を御覧ください。令和4年度（2022年度）巡回相談事業についてです。まず、市内学童保育所の巡回相談事業について申し上げます。この事業は、平成27年度より市の巡回相談事業をきらりが引き継いで実施をしております。今年度も昨年度と同様に、4月から5月に学童保育所担当の先生と全体を日程調整しております。既に日程調整が終わっておりますので、これから全施設10か所へ年3回ずつ訪問させていただきます。先生方の全体研修は昨年度はオンラ

インで開催しておりますけれども、これも本年度も年1回開催する予定であります。

次に、市内認可保育所、幼稚園、認定こども園に行っておりますきらきらサポートについてです。こちらは試行期間を含めて令和元年度より実施しております。1園につき、まとめの会を含み5回の訪問としておりますが、実施園としては8園を予定しております。応募数は令和元年度は15園、令和2年度が11園、令和3年度は10園より応募いただいております。令和4年度、2022年度は、以下のような予定で進めさせていただく予定です。

続きまして、令和4年度講演会・研修会予定、資料10を御覧ください。先ほど令和3年度の御報告でありましたように、今年度も以下の内容で講演会・研修会を行う予定でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Z o o mなどによるオンラインの活用、対面等グループワーク等での人数調整、動画の活用、対面においてはフェイスシールド着用などの対策を徹底的に行っていく予定です。オンライン研修のうち、一定期間の視聴が可能な録画配信が昨年度とても好評でありましたため、今年度も引き続き取り入れてまいります。支援者の学びの場、交流の場を設けることを目的に、新型コロナウイルス感染拡大前に実施していたグループワーク形式を今年度はオンライン形式にて実施する予定で現在企画しております。また、ペアレントトレーニングも平日のみではなく、土曜日に今年度も引き続き実施する予定でございます。この2年間、コロナウイルスの感染により実施できなかった部分で、紙面講座「きらきらレポート」をこれまでにない8号まで発行してまいりましたが、今年度も状況を見て1号から2号、発行する予定でございます。報告は以上になります。

◎事務局 では、3点目の今後の開催日程についてでございます。資料11、令和4年度運営協議会開催日程についてを御覧ください。本協議会は、例年、5月、7月、11月、1月または2月の年4回開催しており、今年度は記載の日程で開催したいと思っております。新型コロナウイルスの感染状況等によりましては、日程を変更する場合や開催方法をウェブ開催に変更する場合もございます。その際は改めて御連絡いたしますので、御協力をお願いいたします。日程について御意見等ございましたらお伺いしたいと思います。特にこの場でないようでしたら、説明は以上となります。

◎会長 ありがとうございます。今までのところで御意見、御質問ございませんでしょうか。

◎委員 すいません、協議事項ではなくて報告事項の中でお伺いしたいことでもよろしいですか。

◎会長 はい、どうぞ。

◎委員 小学校としては、放課後等デイサービスが一番関わりが多いところかなと

思うんですけれども、実績報告の中で、4月以外は50人となっております、この50というのは1日10人までで、週5日あるとするとそれで50人ということは、利用制限があって、1週間に1人につき1回までということによろしいですか。そうすると、延べ人数ではなくて50人の方が利用しているということによろしいですか。そうすると、入れ替わっていたりするのがあるとおっしゃっていたんですけれども、これだと、50だと月の途中で入れ替わりがないということになるのかなということと。何でこんなことを申し上げているかということ、デイサービスを使いたいな、使えるんじゃないかと例えば学校で相談して、どうぞこんなのがありますよと紹介したときに、常に定員状態なので、紹介しても入れないという事態が起こるのではないかと、既に起こっているのではないかなというようなところがありまして、どの程度の入れ替わりがあるのかとか、申し込んだのに入れなかったとかというようなところが分かれば教えていただけると、実際に学校から勧めるということにつながっていくのかなと思いますけれども、その辺もし分かりましたら、分かる範囲でよろしいんですけれども、よろしくお願いいたします。

◎会長 では、今の点についていかがでしょうか。

◎センター長 ありがとうございます。放課後等デイサービスにつきましては、1日についての利用定員が定められている法内事業となります。10名定員で、きらは週1回の御利用というような位置づけで御利用の御希望を申請していただいております。週1回、どこかの曜日を固定的に通っていただくような形で御案内をして御利用いただいております。冒頭の昨年度の実績で申し上げますと、4月は、4月に入りまして急な御辞退というのが生じたので、ただ、こちらは法内事業という、いわゆる受給者証という申請が必要な事業になっておりまして、すぐさま利用につながらないこともあります。それで、実際は4月に間に合わず5月からお越しになったということです。この表上はずっと50名で推移しておりますが、昨年度の例で言いますと、御都合でおやめになるということが分かった時点で、御辞退の日程が確実に書面で確認できましたら次の方を御案内してというのを、何とか日程がうまくいきますと、人は入れ替わっているんですけれども、実績の登録者数としては同じ50人という形になっております。昨年度は年度の途中で2名、このほかに入れ替わりがございました。空き状況のようなところで申し上げますと、毎年11月に次の年度の御利用の希望を伺うようにしております。その申請期間等は市報等で御案内させていただいておりますが、その御希望をいただいた時点で、例年、定員を超える御希望がございます。その上で待機されていらっしゃる方に声をかけていくような状況です。おやめになる、御辞退される方の次の方は、待機されている方をお声がけしているような状況ですので、どうしても年度の途中で御希望いただいたときには、実態としては、御希望は承るんですけれども、お待ちいただ

くような状況です。ただ、きりりとしては相談支援機関でもございますし、どういう理由で放課後等デイサービスを希望されているかはそれぞれだと思いますので、なかなかどこかの事業所を紹介するというのは性質上難しいんですけれども、相談支援の担当がどういうところがあるという一つ一つの事業名称というよりは、どんな探し方をすると利用につながりやすいか等をお話しさせていただくことはございます。ただ、まず相談にいらしていただくというところを重視しておりますので、申し込むか申し込まないかという以前に、まず一般相談というところにお越しいただいて、その必要性なんかもお話しさせていただくようにしております。

◎委員 ありがとうございます。とすると、学校側としては、空きができれば入れますというような紹介の仕方になるということでしょうか。

◎センター長 入れますというふうにおっしゃっていただくと、やはり難しい。とても緊急性を持って探されている方もいらっしゃると思うんです。できたら通えたらいいなという、別のところを確保されていたりとか、例えば学校さんで申し上げますと、特別支援教室に通えているか通えていないかとか、ほかの相談先が確保できているかどうかによっても、そのお子さんに対する支援の度合いが違ってくると思うので、まず相談に行ったらどうだろうというふうにお声がけいただくのが一番親御さんにとっても混乱しにくい。やはりとても繊細な気持ちのところでおっしゃっている方も多いんです。あとは、どうしても制度上、受給者証申請というものがございますので、その申請のところ踏みとどまる方も中にはいらっしゃいます。ですので、必ず使えるサービスというふうな感覚とはちょっと、待機すれば順番が回ってくるというのとも違うのかなと思っております。市内全般、そういう事業所も多いのかなと思いますが、私たちも空きを調整するというところでは動いていないものですから、なかなか難しさも感じております。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

◎会長 委員、よろしいでしょうか。

◎委員 はい。

◎会長 今、微妙だということがあったんですけれども、保護者の方としては、学校で「入れますよ」、「多分入れると思いますよ」というような一言で、本当にすぎる思いで、連絡をしたら駄目だったよというようなことがあったりするので、やっぱり対応するときに、まず連携を図っていくということがすごく大事だと思いますので、学校のほうでもどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。ほかにはございませんか。それでは、次第の10、その他に移ります。本日の次第の項目以外に協議されたいことはありますか。最後、日程の年間開催回数のところはこれでよろしいですか。資料11なんですけれども、次回が8月26日、3回目が11月11日、4回目が2月1日になります。

◎委員 すいません、質問です。

◎会長 委員、どうぞ。

◎委員 講演会・研修会予定の中での場面緘黙について質問なんですけれども、こちらは市内在住・在勤・在学、一般市民向けということで記載されているんですが、関係者、支援者も参加できるんでしょうか。

◎センター長 はい、在勤というところで御参加いただけます。支援者向けというふうにはタイトルはつけていないんですけれども、御参加いただけます。

◎委員 一般市民の方向けというふうにあえて書かれた理由というか、何か差があるんでしょうか。支援者向けと何か違う、内容についてなんですけれども。

◎センター長 一般市民向けは、広く市民の皆様いろいろな情報提供ですとか発達についての理解を促すというところで大きく捉えて考えております。支援者向けというのは、資料10の右の対象・参加見込みのところに書かせていただいておりますが、保育園・幼稚園・こども園、学校、学童保育、あと関係機関、そちらのほうに御案内を出させていただいているもので、保育園・幼稚園でしたら主に支援されている保育士の方、教員の方を対象として考えていまして、内容としても、仮でここにタイトルを書かせていただいておりますが、お子様の姿をどう共有していこうかというタイトルですとか、より支援者に向けた内容が入ります。こちらの一般市民向けのほうは、知識的なものも含まれますし、どちらも支援者の方には、もしお時間をお取りいただけるようでしたら御参加いただけるとうれしいなと思っている内容にはなっています。よろしいでしょうか。

◎委員 ありがとうございます。

◎会長 確認なんですけれども、この講演会については、市報とか何かで広報しているんでしょうか。

◎センター長 市報に掲載させていただいているのと、市報に掲載するとホームページにも載ります。そうすると、最近ではツイッターにも連動して小金井市さんが手配してくださるという形で広く皆様に周知できるように努めております。

◎会長 ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

◎委員 はい。ありがとうございます。

◎会長 ありがとうございます。それでは、本日の次第は全て終了ということになりました。本日いただいた御意見等を基に事務局で調整をまたお願いいたします。次回は8月26日午前10時から開催を予定しております。欠席等の連絡については適切な方へ御連絡をお願いしたいと思います。それでは、これにて閉会いたします。本日はありがとうございます。

(午前11時15分閉会)